

第2章 日常生活圏域の設定

1 日常生活圏域とは

高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件や、介護給付等対象サービスを提供するための施設整備の状況等を総合的に勘案し、日常生活の圏域を設け、その中で高齢者が必要とするサービスを切れ目なく提供できる体制を整備する必要があります。この圏域を「日常生活圏域」と定義し、これを単位として地域密着型サービスやその他の高齢者サービス施設の面的整備を推進します。

2 日常生活圏域の設定

本市においては、前述の社会的条件や施設整備状況のほか、地域包括支援センターサブセンターや地区民生児童委員協議会の設置などの地域ケア体制の整備状況等を考慮し、中学校区を「日常生活圏域」とします。

(平成23年10月1日現在)

日常生活圏域 項目	竜王	小野田	高千帆	厚狭	厚陽	埴生
総人口	8,758人	15,471人	19,880人	13,718人	2,330人	5,855人
高齢者人口	2,277人	4,119人	5,242人	3,609人	787人	1,815人
高齢化率	26.0%	26.6%	26.4%	26.3%	33.8%	31.0%
要介護(要支援) 認定者数	393人	770人	861人	622人	137人	304人
認定率	17.3%	18.7%	16.4%	17.2%	17.4%	16.7%

